平成２３年（フ）第７１８６号
大阪市鶴見区横堤４丁目２番４―806号、前住所大阪市鶴見区鶴見４丁目４番18号レオパレス明光104
債務者　山口さつき
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２５７号
大阪府守口市藤田町５丁目９番３―306号
債務者　的場眞由美
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２６１号
大阪府茨木市三島丘２丁目30番１―501号
債務者　大西　一壽
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２８４号
大阪府八尾市南久宝寺３―48―406号、住民票上の住所大阪市平野区加美西１丁目10番12―801号
債務者　別所登美江
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３０６号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目３番23号
債務者　湊　　義章
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３２８号
大阪府八尾市南本町４丁目２番７号
債務者　松元憲太郎
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３２９号
大阪府八尾市南本町４丁目２番７号
債務者　松元　明美
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３７６号
大阪市住之江区西加賀屋４丁目３番29号　第三東洋ハイツ403、前住所大阪市住之江区北加賀屋５丁目６番28―306号
債務者　宮原　芳博
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３９４号
大阪府大東市朋来２丁目10番304号
債務者　小松野峰子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４５６号
大阪市鶴見区緑４丁目２番19号　フローレンス緑Ｂ201号
債務者　河埜　麻衣
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４６１号
大阪市平野区喜連２丁目５番77―505号
債務者　森川　壽朗
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４６４号
大阪府寝屋川市桜木町22番12―304号
債務者　山下　富之
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４７３号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号　大阪市立淀川寮、住民票上の住所兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目３番１―512号
債務者　新垣　昌一
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４７７号
大阪市東淀川区相川２丁目23番17―208号
債務者　中川　由起
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１２６号
神戸市須磨区中落合１丁目１番414―403号
債務者　西尾　和代
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１５号
神戸市兵庫区駅南通１丁目２番26号　ラナ・ハイツ新井401号
債務者　宮本友紀彦
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４８号
神戸市北区幸陽町１丁目18番地　エスペランス幸陽台818号
債務者　本田るみ子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５５号
神戸市兵庫区神田町１番８―202号、従前の住所兵庫県加古川市野口町良野125番地の13
債務者　田中　稔人
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部